

株式会社鹿児島風力発電研究所「(仮称) 番屋風力発電所 更新事業 計画段階  
環境配慮書」に対する意見について

令和2年10月1日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 番屋風力発電所 更新事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社鹿児島風力発電研究所に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：鹿児島県南さつま市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大17,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月10日
環境大臣意見受理	令和2年 9月24日
経済産業大臣意見	令和2年 10月1日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社鹿児島風力発電研究所「(仮称) 番屋風力発電所 更新事業 計画段階  
環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

イ 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路及び送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

ウ 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 風力発電設備の既存の設備から新しい設備への更新(以下「リプレース」という。)の特性を踏まえた環境影響評価

本事業はリプレースであることから、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和2年4月環境省)の考え方を参考にしつつ、その事業特性

を踏まえた環境影響評価を実施すること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備における騒音に係る影響を適切に把握した上で、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)、その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備における風車の影に係る影響を適切に把握した上で、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。